

在外選挙人名簿登録申請（在外公館に赴くことができない方に対する特例措置について）

当館では、遠隔地にお住まいの方や来館できない特別な事情がある方に対して、在外選挙人名簿登録申請の際の本人の出頭を免除する特例措置を行っています。

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から在外公館に申請書類を提出いただき、在外公館において対面で本人確認を行っていますが、令和4年4月以降、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、在外公館へ事前に必要書類を送付することができる方で、以下の条件のいずれかを満たす方は、在外公館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を実施しています。

（１）公共交通機関（陸路）を使用して自宅から当館まで片道おおむね２時間以上を要する方

（２）その他在外選挙人名簿登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください。）。

具体的な申請方法については当館ホームページ「在外選挙関係の手続き」の該当箇所（「来館が困難な方への特例措置」）をご覧ください。

当館ホームページ「在外選挙関係の手続き」

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-elections.html

本年７月には参議院議員通常選挙が予定されております。これから在外選挙人名簿登録申請を行われる場合は、在外選挙人名簿登録申請を希望される方は、可能な限りお早めの申請をお願いいたします。

※ 在外選挙人証の交付までに一定の日数が必要となりますので、あらかじめ御了承ください。

※メルマガの登録・変更・解除は下記URLから行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/menu?emb=finland>

在フィンランド日本国大使館 領事班

ホームページアドレス：

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

電 話：+358 (0) 9-686-0200

9:30-12:00、13:30-16:30

メール：

各種証明、パスポート、戸籍・国籍、在外選挙に関すること：shinsei@hk.mofa.go.jp

査証に関すること：visa-apply@hk.mofa.go.jp

その他に関すること：consular@hk.mofa.go.jp